第 31 回おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議
議事要旨

令和８年８月 20 日（木）　午後３時から５時まで
会場　消費者生活センター　大集会室

［配布資料］
・資料１　大田区ＵＤのまちづくり新基本方針 素案（案）
・資料２　大田区ＵＤのまちづくり新基本方針 アクションプラン Ver.3.1
・資料３－１～３　おおたＵＤのまちづくり基本方針 アクションプラン Ver.3（令和６年度～令和 10 年度）指標の取り組みについて

［出席者］
（区民推進会議委員）17 名

松田　雄二	東京大学　大学院　工学系研究科　教授
八藤後　猛	日本大学　理工学研究所　上席研究員
宮澤　勇	NPO 法人　大身連
橋本　明子	大田区手をつなぐ育成会
柳谷　由美	おおた地域見守りネットワーク
田中　彰一	蒲田東口地区まちづくり協議会
小山　君子	大田区自治会連合会
谷　晶子	特定非営利活動法人　ジェンダー平等 Labota
金子　信行	特定非営利活動法人　PoE　International Exchange
岩下　充博	大田区商店街連合会
松本　剛	東日本旅客鉄道株式会社
森田　憲和	京浜急行電鉄株式会社
草苅　太建	東急電鉄株式会社
川端　英吏子	公募
向井　愛	公募
星山　知之	公募
鈴木　伸子	公募

（庁内推進委員）18 名

福祉部長
企画経営部　企画課長
企画経営部　広聴広報課長（代理）
企画経営部　施設保全課長
企画経営部　施設調整担当課長
総務部　人権・男女平等推進課長
地域未来創造部　区民協働・多文化共生担当課長
産業経済部　産業経済課長（代理）
福祉部　福祉管理課長
福祉部　高齢福祉課長

福祉部　障害福祉課長
福祉部　障がい者総合サポートセンター所長
こども未来部　こども未来課長（代理）
まちづくり推進部　まちづくり計画調整担当課長
まちづくり推進部　住宅政策担当課長
鉄道・都市づくり部　鉄道・都市づくり課長
都市基盤整備部　都市基盤管理課長
教育総務部　指導課　統括指導主事

（事務局）

福祉部副参事(調整担当)
福祉管理課調整担当係長
福祉管理課調整担当係長
福祉管理課調整担当員

［次第］

1　開会、新任委員のあいさつ
2　会長・副会長の互選等について
3　あいさつ
　おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議会長
4　議事　（※ユニバーサルデザインはＵＤと記載）
（１）大田区ＵＤのまちづくり新基本方針 素案（案）について【資料１】
（２）大田区ＵＤのまちづくり新基本方針 アクションプラン Ver3.1 について【資料２】
5　報告　大田区ＵＤのまちづくり基本方針 アクションプラン Ver.3（令和６年度～令和 10 年度）指標の取り組みについて【資料３－１～３】
6　閉会

［会議録］

福祉部副参事（調整担当）

委員のご紹介です。今期委員に変更がございました。事前にご通知申し上げましたとおり、学識経験者として、長年ご尽力いただきました、東洋大学　人間科学総合研究所の川内委員が、このたび、ご都合により辞任されましたので、新たな学識経験者として、新規委員にご参加いただくこととなりました。ひと言ご挨拶をお願いいたします。

委員

今日初めて大田区 UD 区民推進会議に参加し、今期の第１回の会議には出ておりませんが、会議録などは確認させていただきました。中には数年前の第１回の会議からの参加者もいらっしゃるようなので、頑張ってついていきたいと思います。私の専門は高齢者や障がい者のまちづくり、福祉住宅、子ども安全計画などの分野で長年研究しております。何かの役に立てればと思います。

福祉部副参事（調整担当）
　次に、次第２　会長・副会長の互選です。
　「おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議設置要綱」の第７条に基づき、本会議の会長、副会長は委員の互選により定めることになっております。まず、会長の選出についてご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

委員
　私は松田委員を推薦いたします。いかがでしょうか。

福祉部副参事（調整担当）
　委員の皆さまは異議がなければ拍手をお願いいたします。

委員
　異義があります。これまで 15 年間、建築や工学系の学識経験者の方が会長をされていたかと思います。
　これからは区民の相互尊重や思いやり、支え合いなど、豊かで温かい心と行動を育んだり、住み続けたいまちや使いやすいまちをみんなで作っていく取り組みを持続していくことが大事だと思います。そこで、視野を広げて会長を選んではいかがかと思っております。

福祉部副参事（調整担当）
　ありがとうございます。只今松田委員の互選に対し、視野を広げてはいかがかという意見がございました。他に委員の方からご意見などございますでしょうか。

委員
　私は、最初からこの会議に参加している１人です。その立場からの言葉ですが、実は松田委員もこの会議が始まるずっと前から、区民活動をやっている中で私たちと一緒に地域の様々な問題を私たちと一緒に分析したり、一緒にまちを歩いていただいたり、障がい者の方と一緒に接し、話し合いをしたりしていた経歴を持っている方です。ただの学識経験者ではないことをお伝えしたいと思い、発言させていただきました。そうした意味からも広い視野になるよう、他の方に比べると市民の目線でもいらっしゃるため私からも推させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員
　先般のワークショップにも松田委員が参加されて、私たちの議論に大変熱心に耳を傾けていただいたことがとても印象に残っております。なので私も松田委員に会長になっていただきたいと思っております。

福祉部副参事（調整担当）

只今、松田委員をご推薦される意見がいくつかありました。意見をいただいてからでございますが、委員の皆さまは異議がなければ改めて拍手をお願いいたします。

―　委員より拍手　―

福祉部副参事（調整担当）
松田委員、ご推薦ございましたお考えはいかがでしょうか。

委員
委員から視野が固定されてしまうのではないかという憂慮の声をいただきました。不足の面はあるかもしれませんが、私なりに頑張って会長を務めさせていただければと思います。
少しだけ補足させていただきます。大田区の皆様とは、私が博士課程の学生の 2008 年ごろ、まだ人にやさしいまちづくりで進めていたころから一緒に活動させていただいた経験がございます。こちらの会議も、おそらく発足当時は斎藤先生という福祉系の先生が会長を務められておりましたが、最初の基本方針が作られた当時のワークショップにも参加し、非常に感慨深いものがございます。
引き続き皆様のお役に立てればと思っておりますし、委員にはご心配をかけてしまうかもしれませんが、是非ご指導いただきながら進めさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

福祉部副参事（調整担当）
お引き受けくださいましてありがとうございます。続いて、副会長の選出について、ご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

委員
ぜひ宮澤委員お願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

福祉部副参事（調整担当）
委員の皆さまは異議がなければ改めて拍手をお願いいたします。

―　委員より拍手　―

委員
私も長くやっておりますが、松田委員が会長になりましたので、微力ですが力になりたいと思っています。よろしくお願いします。

福祉部副参事（調整担当）
お引き受けくださいましてありがとうございます。本会議の会長に松田委員、副会長に宮澤委員がそれぞれ選出されました。会長、副会長席にご移動をお願いいたします。

それでは、松田会長、宮澤副会長から、就任のご挨拶をお願いいたします。

会長
　少しお話させていただきたいと思います。
　私は大田区に住んでいたことはありませんが、20 年程度前、調査関係の知り合いから住民の方、特に障がい者の方たちの地域活動が盛んな区があるという紹介から、宮澤委員にお会いしました。
　当時の大田区はまだバリアフリーの整備が進んでいない状況で、東西交通ができなかったり、蒲田駅や大森駅の整備が進んでいない状況の中、住民の皆様が多大な時間と努力で区と協力していった 20 年間を見た思いがございます。
　こうしてまたあのユニバーサルデザインのまちづくり基本方針に関わることができて、大変ありがたく思っております。さらに良い大田区を皆様と一緒に作り上げていく機会をいただけて、大変ありがたく思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

副会長
　長く会議に参加しております。障害の違いによって場所が変わることを伝えたいと思います。簡単に説明すると、バリアフリートイレを広く作ると車いす使用者はぐるっと回転できて良いですが、視覚障がい者には広すぎて壁を伝って移動するのが大変という意見もあり、広ければ良いというわけではありません。バリアフリートイレでも目的によって異なるまちづくりをやっていければと思います。
　会長にはうまくやっていただければと思います。難しいところもあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

福祉部副参事（調整担当）
　ありがとうございました。ここから、次第４　議事の進行につきましては、会長よろしくお願いいたします。

会長
　それでは、次第に沿って進めます。**「議事（１）大田区 UD のまちづくり新基本方針 素案（案）**について、事務局より説明をお願いします。

　－事務局より説明－
　次第４「（１）大田区ＵＤのまちづくり新基本方針 素案（案）について」
　大田区ＵＤのまちづくり新基本方針 素案（案）【資料１】

会長
　ありがとうございました。それでは、ただいま報告のありました件について、委員の皆様からご質問・ご意見がありましたら、挙手をお願いします。

委員

今、ご説明頂いた素案への感想は、現行のものより合理的にまとめようとしていて、とても良いものになりそうな印象で、完成を楽しみにしております。
気になったところを確認させてください。
先ほど事務局からの説明では、大田区 UD 基本方針は大田区基本計画の「基本目標２」に明確に位置づけられているが、「基本目標４」にも絡んでいるため、今後書き方を検討していくということでした。現在の素案では「基本目標２」だけが絡んでいるように見えますが、「基本目標４」にも絡んでいるということでしょうか。素案では、区の基本計画の「基本目標４」の UD について全く書いていないように見えるので、区の立場として UD のまちづくりが何なのか見えなくなっております。「基本目標４」も絡むことが前提なのか確認させてください。

福祉部副参事（調整担当）
資料１素案の４ページで、大田区基本計画について説明しております。ユニバーサルデザインのまちづくりは、大田区基本計画の中「基本目標２　文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち」で明確に位置づけられております。
一方、「基本目標４」の施策の中には「UDの視点を取り入れ」などという記載がありますので、しっかりと整理を進めながら、今後の基本方針の本案に向けてどのような内容を記載するか検討したいと思います。現時点において必ず絡む、絡まない、どちらの対応でもないについての扱いは大変恐縮ですが、本案に向けての検討とさせてください。

会長
今の話は、「大田区基本計画」には「基本目標」が１から４まであり、その「基本目標２」が素案の第１章、４ページに書いてある「文化を伝え育み、誰もが笑顔でいきいき暮らすまち」であるという理解でよろしいでしょうか。

福祉部副参事（調整担当）
その通りでございます。

会長
念のためですが、「基本目標４」は、「基本目標４　安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち」という文言でよろしいでしょうか。

福祉部副参事（調整担当）
その通りでございます。

会長
そこで、「基本目標４」については明らかに UD とは書いていないが関係しそうな内容がいくつかあるので、それは今後整理するというお答えという理解でよろしいでしょうか。

福祉部副参事（調整担当）
　その整理で間違いございません。ありがとうございます。

委員
　状況を理解しました、大丈夫です。「基本目標４」にはバリアフリーなどが書かれているので、区が「基本目標４には UD が含まれていない」という考えを持っていないかが気になっておりました。そのようではなさそうなので、書き方の整理はこれからということで状況を理解しました、ありがとうございます。
　気になっていたところを続けて質問して大丈夫でしょうか。

会長
　どうぞ続けてください。

委員
　ありがとうございます。素案について気になったものは大きなものから小さなものまでいくつかありますが、小さなものは事務局と直接ご相談させていただきたいと思っております。
　大きく気になる主な要望ですが、冒頭の説明でデザインやフォントなどは今後検討して作っていくということなので、是非ともお願いします。
　PDF にする場合は、スクリーンリーダー、音声読み上げ対応をするようにしてほしいです。最終段階では導入できないと思うので、原稿を作るところから、意識して作り始めていただきたいと思います。
　少し細かい話かもしれませんが、名称についてです。先ほども「基本計画」や「基本目標」、「基本方針」と名称がややこしいので、可能であれば「UD 基本方針」などの表記をすると、混乱を防げてありがたいと思いました。ご検討いただければと思います。
　最後に「参考資料」がありますが、今の案ではとてもボリュームがあります。正式な情報が区のホームページにある場合は、QR コード等でオンラインの情報に誘導する方法もありますし、紙面に掲載する必要がある場合は、基本方針の冊子にまとめず別の資料にした方が冊子がシンプルになり、改定もしやすくなると思います。
　ワークショップの資料はとても有意義ですが、ワークショップは入っていて去年の開催したアンケートは入っていないなど、資料がどこにあるのかわからない状態にならないよう、どこに何を載せるか整理しなおしていただければと思います。
　また区民推進会議の記録も載せる予定のようですが、記録は区のホームページに載せるものなので、わざわざ載せなくても良いのではと思っております。
　また第１回からではなく第 27 回から載せるのであれば、その理由や意図が明確にわかる説明とともに載せていただきだきたいと思っています。
　「基本方針」は区民が見るものです。載せれば載せるほど良いものではなく、取捨選択した方がわかりやすくなるので、こういう方向でご検討いただきたいと思っております。たくさん意見してごめんなさい、以上です。

会長
　主に４点のご意見がありました。PDF の音声読み上げ対応、わかりやすい名称、参考資料を別冊にすること、参考資料の中身の精査です。

福祉部副参事（調整担当）
　ご意見ありがとうございます。本日はお読みいただいて、色々なご意見いただければと思います。いただいた４点のご意見につきましては、それならできそうだなっていうものもあれば、技術的に検討しなければならないものまで多々ございます。本日はご意見として承り、今後検討してまいります。

会長
　では、ここで質問した内容に対するお答えは、時期的にはいつぐらいにいただける可能性があるでしょうか。

福祉部副参事（調整担当）
　次回、また区民推進会議がございますので、本日は大きく頭出しとしてご意見いただき、細かく詰めなければならないものについては、例えば委員の方とお話をさせていただきながら進めるといった形で、本案でお示しできればと思っております。
　また、本案に間に合わないものもあるかと思います。本日は、先ほども申し上げましたとおり技術的あるいは諸事情により、ご意見が叶わないものもあるかもしれないとお含みをいただきながらご意見をいただければと思います。どうもありがとうございます。

会長
　スケジュール的な調整があると思います。私からのお願いとしては、できるだけ会議体で、どういうご事情であるかを説明いただきながら進めていただけるとありがたいです。
　今のご回答でよろしいでしょうか。

委員
　大丈夫ですと言いたいのですが、技術的にご懸念があるものは、私の相談点の中で具体的にどれのことでしょうか。

福祉部副参事（調整担当）
　技術的と申し上げましたのは少し保険的な意味合いもあり、申しわけございませんが、先ほどの音声読み上げ等につきましては、今この場で即答することではなく、技術的な面を確認してからお返事したいなと思ったところでございます。
　また、できることできないことについてはご意見をいただいた現時点の見立てからではございますが、今回の予算や作成工程等々の問題から、なかなか基本方針から分冊で作るのは少し難しそうというのが今の考えでございます。
　参考資料における内容の縮減や精査について、どの部分をどうしていけば良いかなど

は今明言できませんが、本案に向けてボリュームが多いのではないか、あるいはこれは載っていてこれは載っていないというご意見については重みをもって捉え、精査を進めてまいりたいと考えております。

会長
　私も「技術的」というところは気になっておりました。PDF 作成方法に関する技術的な面、分冊にすることについてです。実は私も分冊にするのはコストがかかるのだろうと想像したところで、予算の都合などがあるかもしれないというご回答でした。

委員
　分冊にお金がかかるというのであれば、もちろん安くなる方法で検討いただければと思います。ちなみに、分冊分は印刷せず、WEB に公開するという方法もあると思います。
　もう１つの PDF の方は、深刻なご回答だったのではないかと思います。技術的に対応できない場合はしないという含みを持った回答に聞こえました。ユニバーサルデザインのまちづくりを進める私たちですが、前のものも、これから作ろうとするものも対応しない可能性があるというのはどうかと懸念をお伝えいたします。

会長
　私からも、PDF については是非、完成版については必ず読み上げ対応をしていただきたいと思います。至急ご検討いただければと思います。

コンサルタント
　スクリーンリーダー対応についてお話をいただいておりますが、今回はテキストデータを別途作り、PDF と一緒に txt データをホームページにアップするという条件のもと進めております。テキストデータは作る予定ですが、PDF のスクリーンリーダー対応にするとなると、納期や予算などに大きく影響が出ることが想定されるため、区との相談が必要となります。

委員
　委員の意見を伺いたいと思いました。いろんなファイルを用意し、そこから自分に合ったものを探してもらうのも１つの方法かもしれませんが、主となる１つの PDF がいろんなものに対応している方がユーザビリティは高いと思います。ご意見いただければ幸いです。

委員
　私も同じところで悩んでおります。この会議に参加するにあたり、私は資料をスクリーンリーダーと点字で読んでおります。そのため、ページが異なり、イラストが見れない、図表がわからず、皆さんとは違う様々な不平等があります。まずそれをご承知いただかなければ、ユニバーサルデザインもないと思います。

事務局の方にすごく努力いただいており、事情があることをわかっておりますが、どう解決するかはすぐにはわからないと思います。図表などは会議前の時間に事務局が時間をつくっていただき、対面で説明するなど、色々な助け舟を出していただいております。すぐに解決しなくても一緒に考えていく姿勢を見せてくれていることを、当事者として私は評価しております。

マイクを持ったので、このまま質問して良いですか。

会長

お願いします。

委員

私は大田区基本計画の基本計画懇談会の委員をしておりましたが、「基本目標４」には、１箇所だけユニバーサルデザインが書いてあります。「狭あい道路を拡幅する」（記録注：大田区基本計画 148 ページ、施策 4-6 誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備　施策の方向性　①生活道路等の整備）というところで、ユニバーサルデザインのまちづくりの視点を取り入れて、狭い道路を広くして様々な人や車が通行しやすくするという内容が明確に書いてあります。

それを指摘されて、「基本目標２」だけでなく「基本目標４」も入れよう、という話になったのだと思います。私は基本計画の子どもの部会にずっとおりましたが、子どもの視点のユニバーサルデザインもすごく大事な視点だと思いますし、教育においてもユニバーサルデザインはすごく大事な柱です。だから基本目標になって、ユニバーサルデザインのまちづくりの心が生きていると思います。

また、環境や産業振興の場面でも、ユニバーサルデザインはいろんな可能性があると思います。例えば、産業振興においてユニバーサルデザインを取り入れたプロダクトを作れば成長するかもしれない、それが大田区の強みになるかもしれない。

ユニバーサルデザインは福祉の中に閉じこもっておりましたが、それをもっといろんなところに広げていけたら、という話が、基本計画懇談会の中で話し合われておりました。

わかりにくいので、「基本計画２」に絡むようにしておけば良いと思いますが、実は全体にからんでいる。それが省庁横断的な取り組みだと思っております。

次に素案を見ての私の印象ですが、全体的によく書かれていると思います。ただ、大田区基本計画と平成 23 年からの現行の基本方針の親和性が高く、使っている言葉も似ております。

ところが、今回の素案はそこから少し踏み出していて、基本計画とは少し違うニュアンスが入っております。具体的には、「障害の社会モデル」「社会的障壁」を大きく打ち出しています。ただ、考え方としては打ち出しておりますが、具体的なところでは全然書いていないですね。これはなぜなのか、後に質問したいと思います。

こういった障害の社会モデルの考え方は、障がい者にとっては非常に大事なものです。それはエイブルイズム（健常者優先主義）や障害者権利条約、さらには国内法の障害者差別解消法やその前に障害者基本法。こういった法律によって私たち障がい者は大きな

力を得ているわけです。この素案にも書いてありますが、実はまだまだ一般にはよく知られていないという状況があります。よく知られていない状況であるにも関わらず、「障害の社会モデル」、「社会的障壁」といった言葉も入れて、これをユニバーサルデザインに反映しようとするのは少し無理があるのではないかなと思います。
　もし「合理的配慮」が不履行になった場合、一体どこがそういったトラブルを解消してくれるのかという法的な根拠もないし、確かに大事な考え方ではあるけれど、それが現在の法的には障がい者にとって大事なものであって、障がい者でない一般区民に対してこの考え方を広げるならば、それは「合理的配慮」ではなく予防的、持続的なこれは環境の整備という、従来の（バリアフリーやユニバーサルデザインの）まちづくりの考え方と同じだと思います。それをもっともっと大事にしていくことが必要ではないかと私は思っています。
　質問ですが、「障害の社会モデル」や、「社会的障壁」といった、障害者差別解消法に関わる考え方を、本当にこのユニバーサルデザインの考え方の中に生かすのでしょうか。障がい者にとってこれは本当に、是非是非推進してもらいたいのですが、それを一般区民に広げてしまったとき、みんなわかってないのに、勝手に「合理的配慮」などと言われては適わないなっていう気持ちがあります。

会長
　ご質問としては、「障害の社会モデル」、あるいは「社会的障壁」など、障害者差別解消法に関わる重要な考え方を、基本方針に取り込むのかということだと思います。

福祉管理課調整担当係長
　昨年度アンケート調査し、「障害の社会モデル」と「合理的配慮」の周知も行いました。委員の仰るとおりまだ区民に浸透していませんが、広めなければならないという気持ちから基本方針に掲載しました。具体的には来年度からアクションプランに入れて、推進していきたいと思います。

委員
　今回のアクションプランにはないと思いますが、いかがでしょうか。

福祉管理課調整担当係長
　「アクションプラン Ver.３」には記載がないのですが、今回資料でお渡しした「アクションプラン Ver.3.1」には３つほどやり方を変えて記載したものがあります。後程説明いたしますが、「アクションプラン Ver.3.1」にお試しの事業として掲載しております。

委員
　ありがとうございます。私が質問したかったのは、「障害の社会モデル」、「合理的配慮」といった言葉を障がい者以外に使いますか、っていうことです。

福祉管理課調整担当係長
　「障害の社会モデル」の対象は法律などで「障がい者」ということになっているかと思います。

委員
　では、それをヒントにして例えば怪我をした人や困っている人に同じようなことをすると第３章に書いてあるのですが、これはどういうことですか。

福祉管理課調整担当係長
　大田区としては、「障害の社会モデル」の考え方をすべての人を対象にして広めていこうということになります。困っている人は障がい者以外にもたくさんおりますので、そういった人たちにも困っているときには同じように接していこうという考え方となります。

委員
　大田区は、いわゆる障害者差別解消法を、障がい者でない人も対象にする、ということですね。

福祉管理課調整担当係長
　大田区は、法律ではなく障がい者以外の人達とも「障害の社会モデル」の考え方を普及させるために一緒に取り組んでいきましょう、という考え方になります。

委員
　なるほど。つまり、「合理的配慮」も障がい者ではない人を対象に行っていくということですね。

福祉管理課調整担当係長
　そういうことになります。

委員
　そうなると、法的根拠があるのですか。また、「合理的配慮」が不履行になった場合、そういったトラブル対応はどちらの所管がされるのですか。

会長
　「合理的配慮」の不履行というものがこの基本方針によって大田区民の誰にも適用されてしまうことをご懸念されているという理解でよろしいですか。

委員
　障害者差別解消法に書いてある言葉を障がい者ではない人にも適用するんですか、と伺っております。

会長
　申し訳ありませんが、その質問のご意図が私はうまく汲み取れていない恐れがあるので、間違っていたら委員あるいは事務局の方からご指摘いただきたいです。このアクションプラン、あるいはユニバーサルデザインのまちづくり基本方針というものは、大田区にかかわる誰にもすべからく適応されるものだと考えております。
　その中でユニバーサルデザインを目指すということは非常に重要ですが、それがなかなかうまくいかない理由の中の１つとして、それをうまく進める考え方とし「障害の社会モデル」という考え方は非常に重要であるという取り上げ方をしていると思われます。ここに書いてあることが「合理的配慮」の不履行、あるいは何らかの場合に「合理的配慮」を求めることに直接つながることではないのではないかと思います。

委員
　それはわかりましたが、その前段のところ、すべての人に対して障害者差別解消法が適応されるという回答なのですね。

会長
　障害者差別解消法は、「障害の社会モデル」という言葉を使えば必ず法的な根拠が発生するというわけではないと思います。
　まちから不便さがなくならない理由の 1 つとして、「障害の社会モデル」という考え方はとても有益であるという使われ方だと思います。私も、「合理的配慮」の提供に関わる様々な事案を大学で扱っておりますが、そのような事柄に直接関係する内容ではないと理解しておりますが、事務局としてはいかがでしょうか。

福祉部副参事（調整担当）
　素案の 31 ページ、第３章の２、「（２）大田区のユニバーサルデザインのまちづくりでは「障害の社会モデル」の考え方を取り入れます」と記載をしてございます。
　「障害の社会モデル」については、この区民推進会議でも多くの勉強会等で理解認識を深めていただいたところでございます。
　この「障害の社会モデル」の考え方を広げ、障害のある人だけでなく、怪我や病気の人、高齢者、外国人、妊娠中や子育て中の人など、それぞれの方にも社会の中のバリアがあると考えます。
　記載の仕方はあくまで、法的根拠に基づき何か法的なトラブルがあった時の法的根拠としてそうしていくという話ではございませんが、みんなでユニバーサルデザインのまちづくりを進めていく上で、この考え方の基盤となるものを取り入れるということで、素案作りに取り組んでおります。
　しかし、委員からご指摘ありましたとおり、読み解き方においてはこの考え方は、非常に限定的と言えば失礼になりますが、すべてにおいて法を適用するものになるのかというのは、重要なご指摘と思います。
　こちらも本案に向けて考え方の整理に合わせ、記載の仕方についても今一度再考させ

ていただければと考えております。

委員
　時間を取っていただきありがとうございます。申し訳ありませんが、これは障がい者にとって大事なものです。それをヒントに、考え方の参考にするというのは少し軽い感じがします。
　こういった言葉は、「障害者権利条約」から始まり、「障害者差別解消法」と色々と書いてありますが、用語をもう少し厳密にしていただきたいです。そうでないと言葉がとても軽く感じる印象を持っています。
　例えば、ページ数はわかりませんが、「公平な」という言葉を私は「平等な」に変えてもらいたいと思います。
　「障害の社会モデル」、「社会的障壁」といったことを文献的に考えていくと、色々な言葉をもう少し重要に扱ってもらいたいです。元々は健常者中心主義という考え方があり、例えば、皆様は（この会議の）資料をお読みになっており当然だと思っているでしょうが、私には使えません。そういった健常者の気がつかない困り事をユニバーサルデザインの基本方針で汲み取っていただけるというのであれば、とてもありがたいことですが、単なる言葉遊びのようなことはしないでもらいたいと思っております。

会長
　それでは委員からいただいたご意見については、今後の計画並びにアクションプランの精査に十分活かしていただき、必要であれば委員ともお話をしていただいて検討していただければと思います。よろしいでしょうか。

委員
　はい。

会長
　進行上時間が押しておりますので、次に進めさせていただき、この議題についてまた意見等がありましたら後日あるいはこの会議終了後、事務局の方にお伝えするということで進めさせていただければと思います。
　それでは、次第に沿って進めます。**議事（２）大田区ＵＤのまちづくり新基本方針 アクションプラン Ver3.1 について**、事務局より説明をお願いします。

　－事務局より説明－

次第４「（２）大田区ＵＤのまちづくり新基本方針　アクションプラン Ver3.1 について」
　大田区ＵＤのまちづくり新基本方針 アクションプラン Ver3.1【資料２】

会長

ありがとうございました。それでは、ただいま報告のありました件について、委員の皆様からご質問・ご意見がありましたら、挙手をお願いします。

委員

アクションプランについて、11 ページの（３）基本目標１「自分らしい生き方の実現」について、「自分らしい生き方の実現」の枠が自分で読んでいてわかりにくいと感じました。ここをもう少し詳しく説明していただければありがたいと思います。

取組の内容の（２）に「様々な伝達手段（ICT、通訳、手話等）を活用した情報の提供」とありますが、基本目標２に入るのではないかと思いました。

また、取組事業例の中に「筆談ボード、コミュニケーションボードの設置」とありますが、設置は最近されてきています。とてもありがたいのですが、ただ置いてあるだけの場面が多く見受けられます。そのため、設置して目標達成ではなく、活用してこそ目標達成になるのではないかと思います。何故なら、福祉避難所開設訓練に参加した時に受付の体験をさせていただきましたが、その時に「耳が不自由なので、筆談をお願いします」と伝えたら、代筆をされました。そのため、「代筆ではなく、筆談をお願いします」と改めて伝えたら、やっと伝わりました。まだまだ周知が全然足りないと実感しました。「設置すること」を目標とするのではなく、「実際に活用できること」を目標として掲げて欲しいと感じました。

福祉管理課調整担当係長

「1-1　情報の発信・提供」の表現についてわかりづらいということですが、区のホームページや区報を含めて、ユニバーサルデザインの視点でもっと発信を工夫していかないといけないのではないか？という内容を伝えたい章だてになっています。もう少し説明がわかりやすいように表現を加えて対応していきたいと思います。

計画の表記位置について、ご指摘いただいた内容の思いもありつつ、環境としてはハード面の整備になるのではないかという思いがあるので、合わせて、どの様に表記していくのかこれから調整したいと思います。

筆談ボードの活用について、活用がとても大事だと考えます。昨年度、福祉避難所開設訓練（総合防災訓練）の中で、障がい当事者の方にも参加いただき、実際の受付など体験いただきました。当日の状況は動画でも撮影しており、大田区の公式 You Tube で公開させていただいています。そのような中で、聴覚障害の方への対応や、視覚障害の方への対応・配慮について訓練の中でやってきたつもりです。それらを活用して、「配慮ってこういうことなのね」ということが広まっていけるように、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

委員

引き続き、よろしくお願いいたします。７ページに「1-3　行政サービスのユニバーサルデザイン」とあり、基本目標３のところにも 3-6 として「行政サービスのユニバーサルデザイン」とあります。前回はすべて３番に含まれていたと思いましたが、今回の ver.3.1 でわかれていると、「ここにもまた出てきたけど？」と思っていました。まとめ

ることはできなかったのでしょうか？

福祉管理課調整担当係長
　考え方として、ソフト面の取組と仕組みの両方しっかりとつくっていかないといけないと思い、両方に記載しています。先ほどいただいた意見と合わせて検討させていただきます。

委員
　16 ページの取組内容（３）に「だれもが利用しやすい安全で快適な商店街づくり」とありますが、障がい当事者はお店で買い物するのがとても大変です。我慢もしています。取組内容の「施策の概要・ねらい」に「おもてなしのこころに満ちた」と記載がありますが、心のことではなく、システムを作っていくことが基本方針の骨子だったと、前回の会議でお話があったと思います。商店街づくりについて、「おもてなしのこころに満ちた」という文章が悪いわけではなく、障害の社会モデルの考え方を反映した対話とか個人への合理的配慮を十分に理解した上での対応として顧客を迎えるという具体的な書き方に改めてもらいたいと思います。障がい当事者が１人で買い物に行った時に不安にならないようにしていただきたいです。この会議には商店街の代表の方も参加されていると思いますので、ご意見をいただきたいと思います。
　10 ページの（２）基本目標１の指標のイに「手話通訳・要約筆記の派遣件数」について記載がありますが、いつも点字や音声について書かれていないのかと思います。手話通訳等について書かれているのは令和２年度に「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」ができたときに、「手話って大事だよね」ということが広がり、とても良かったのですが、「点字はどうなの？」ということになると、「そんなの知らないよ」と職員の人が言います。条例に書かれていると、今回のような資料にも「手話」という表現がでてきますが、その裏には、その他の障がい者の意思疎通の手段として、例えば「点字や音声を使っている」ということも条例に書かれていますが、職員の人はこのような資料に記載しないみたいです。これらは、情報のバリアフリーとしてお願いしたいです。
　11 ページの取組内容の（４）の「やさしい日本語」には「外国人区民や知的障害のある方へ」と記載がありますが、知的障がい者にこそ「やさしい日本語」を使い、やさしい形で伝えていく、彼らにわかってもらえる形で伝える努力をしていかなければならない。外国人よりも知的障がい者を先に記載してもらわないといけないのではないかと個人的には思ったりもしている。

福祉管理課調整担当係長
　16 ページの取組内容（３）の「おもてなしのこころに満ちた」ということは、現行のアクションプラン Ver.3 を基本的に横引きしています。新 UD 基本方針の中での表現においては、このような表現については具体的に表記するようにとのご意見として受け止めさせていただきます。アクションプラン Ver.3.1 の中にそこまで細微な修正は出来かねるところなので、ご理解いただけますでしょうか。

点字や音声についてはおっしゃる通りだと思いますので、次回のプランなどに反映できるようにしていきます。
外国人と知的障害のある方の記載順ですが、どちらを先にするかではなく、どちらにも関わっていることが大事だと考えますので、検討させていただきます。

委員
記載は変わらないということですが、商店街の代表の方のお考えを伺いたいです。

会長
本日は途中退席をされているということです。次の機会にご意見をいただければと思います。

委員
次の機会ではなく、事務局から聞いていただき、返答を議事録に記載してください。私からの質問ですので、回答をお願いします。
【(後日回答）令和６年４月の法改正時に、「合理的配慮」について、区商連理事会で説明会を実施し、各店舗へは公式ＬＩＮＥで周知しました。
また、折に触れて、「合理的配慮」についての啓発活動を行い、各店舗には、ベビーカーを置けるスペースがあるのかなど、ヒアリング調査を実施したりと、店舗の環境を整えるようにしているところです。
引き続き、「障害の社会モデル」の考え方を基に改善に取り組み、合わせて「合理的配慮」について、各店舗への啓発活動も続けていきたいと思っています。
来年度から改定作業を行う「ＵＤアクションプラン」の記載についても、「障害の社会モデル」「合理的配慮」といった、新しい UD 新基本方針に沿った内容に変更したいと考えています。】

会長
では、事務局でそのように進めていただければと思います。事務局よろしいでしょうか。

－事務局より同意－

会長
では、よろしくお願いいたします。

委員
２点あります。21 ページのカの令和４年度の現状についてですが、知的障害は 10 校ではなく、12 校になりますので訂正をしていただければありがたいと思います。
22 ページのコの「ユニバーサルデザインの障害理解等に関する職員研修の理解度」

について、以前にも意見をさせていただいた記憶がありますが、障害理解度の設問として「研修内容を理解できたか」という質問に対してのパーセンテージだと思いますが、障害にも様々な障害がありますので、全体を見て割合を出して良いものなのか、もしくは障害別に理解がどの程度あるのか、身体・知的・精神は全く違う障害なので、どの程度理解してくださっているのか知りたいところです。どのような状況か教えていただけますでしょうか。

福祉管理課調整担当係長
　実績については、令和４年度の校数が違うということですので、改めて確認をさせていただきます。
　職員研修ですが、様々な障害について、１コマずつ時間を取って行っている研修ではなく、包括的な内容で「様々な障害がある」ということをお伝えしています。そのため、研修のカリキュラム上、それぞれの障害の理解度については表記するのは難しいところです。今後の実施の中で、工夫ができるところがあれば行います。

委員
　できたら、知的はなかなか理解しにくいという思いがあります。精神も同じだとは思いますが、100％達成（記録注釈：資料 3-2 では、2028 年度の指標目標 100％と記載。）できたというように数字がでていて、「本当に 100％なのかな？」と知的障害の親の立場としては思うところもある。
　そのため、障害別に分けて提示ができたらありがたいと思います。

福祉管理課調整担当係長
　研修については時間の制約もあり、事務局的にも進め方について悩んでいるところがあるため、引き続き、ご相談しながら検討を進めさせていただきたいと思います。

委員
　９ページに掲載されている「多様性を尊重する意識づくり」のイラストを見た時に「これだ！」と思いました。インドの人がカレーとナン、中国の人が餃子、イタリアの人がピザなど、こういうことが一堂に会して日本人も外国人も会することができることが大田区でできたら良いなと思いました。
　第一歩として、明後日にネパールの人と一緒に活動します。是非、外国人の方々が参画できる機会を官民連携でできるようになっていければ素晴らしいと思いました。
　この冊子を読んで、共通するコンセプトとして「共通する取組」に「多様な人々が参画によるまちづくり」とあり、随所に記載があること大変強く心を打たれ、是非そうありたいと思いました。
　１つ提案をさせていただきたいことがあります。先日６月末に実施された大人ワークショップに参加いたしました。７月にはこどものワークショップがありました。できましたら外国人住民の皆さんも参加できるようなワークショップができないでしょうか。
　また、UD 区民推進会議は障害のある当事者も参加されています。ここに外国人住民

の方が参画することで、当事者の意見が反映されるのではないかと思います。このようなことは検討できるのかどうかということを提案させていただきたいと考えています。

福祉部副参事（調整担当）
　アクションプラン Ver.3.1 については冒頭でご説明した通り、あくまで暫定的なものとなり、UD 基本方針の改定と並行して進めているものです。本日の議論においても色々とご指摘いただきありがとうございます。１つ１つご意見があるかと思いますが、次回に向けて事務局とのやり取りなどでご意見をお伝えいただければと思います。
　大きな流れとして、次年度以降の新たなアクションプランの策定に向けて検討を進め、体制作りから、実際にプランを策定するところまで考えて深めて参ります。引き続き、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

委員
　この場での発言だけでなく、事務局に個別にご意見をお伝えしたり、ご相談をさせていただいてもよろしいのでしょうか。

会長
　時間が許す限りこの場で発言をいただきたいのですが、お時間もなくなってきており、すべてのご意見を伺うことが難しい状態になってきておりますので、事務局へご意見をお伝えいただければと思います。

会長
　それでは、次第に沿って進めます。**報告　大田区ＵＤのまちづくり基本方針 アクションプラン Ver.3（令和６年度～令和 10 年度）指標の取り組みについて**、事務局より説明をお願いします。

　－事務局より説明－
**　次第５　報告「大田区ＵＤのまちづくり基本方針　アクションプラン Ver3（令和６年度～令和 10 年度）指標の取り組みについて」**
　おおたＵＤのまちづくり基本方針 アクションプラン Ver3（令和６年度～令和 10 年度）指標の取り組みについて【資料３－１～３】

会長
　ありがとうございました。それでは、ただいま報告のありました件について、委員の皆様からご質問・ご意見がありましたら、挙手をお願いします。

委員
　資料 3-1 の５番目にあります小中学校での「総合的な学習の時間」等への実施回数です。今後の推進予定にも記載があり、福祉管理課には大変お世話になって継続していることは大変ありがたいことですが、失礼ながら定着している学校ばかりで、毎年同じ学

校に行くことが多いのが現状です。区内には 59 校の小学校がありますが、20 校ぐらいしか依頼がありません。２月に全学校に案内を配布していただいておりますが、回答についても全学校から届かないということも伺っています。やり方についても検討をしていただけると嬉しいです。「できません」「やりません」という回答でも良いので、回答いただけるように工夫していただけるとありがたいです。よろしくお願いいたします。

福祉管理課調整担当係長
　いつもご協力ありがとうございます。区としましても、しっかりと取組の数が増えていきますように引き続き、学校とのやり取りの方法について工夫できるように検討させていただきたいと思います。

会長
　大田区の「総合的な学習の時間」の取組は特に障害理解に関しては、当事者団体の方たちが大変素晴らしいプログラムを開発されており、類を見ない内容だと思っています。是非、多くの学校に参加していただきたいと思っておりますので、引き続き事務局の方でも検討いただければと思います。

委員
　進捗状況報告で未達になっている項目はどうするのでしょうか？という根本的なものを聞いても時間がないと思いますので、ジャストアイディアになりますが、こういうことをご検討いただければと思い、発言させていただきます。
　「ユニバーサルデザイン」の定義を理解している人の割合について、とても少ないのであれば、理解してもらえるように発信を増やしていただければと思います。広報欄を使ったり、X（旧 twitter）などの SNS を使ったり、手段は色々あると思いますので、ユニバーサルデザインの定義が広く区民の目に触れる取組をしていただければと思います。
　タブレット通訳（外国語）の利用件数については、仕方ないと個人的には思います。スマートフォンの性能も上がっていますので、区が用意したものよりも、自分の端末の方が使い勝手が良いのであればそちらを使用するので良いと思います。
　要配慮者を対象としたマイ・タイムライン講習会参加者数についてですが、こちらは数が大幅に少ないため、どのように工夫されるのか懸念しております。アイディアが出ず、申し訳ありません。どうするのか疑問です。
　ユニバーサルデザインや障害理解等に関する職員研修の理解度については、理解度が上がるまで補講をしてはいかがでしょうか。時間がない中申し訳ありませんが、何かしら工夫をして理解度を上げる取組をしていただく必要があると思います。

委員
　20 年以上ケアマネージャーをやっていますと、マイ・タイムラインは高齢者の方に一番知ってもらいたいと思っていますが、皆さんにお話しをしてもカタカナなので、意味がわからない。国が定めた名称なので仕方ありませんが、そもそも意味をわかってい

らっしゃらない。大田区独自でも「マイ・タイムライン」と記載しながらも、もう少し危機感を持って自分が災害時に困るということがわかるチラシ作りなど、広報の仕方などを変えていただいた方が良いと思います。わかっていないから、参加者が少ないのだと思います。

会長
　委員がノーアイディアとおっしゃっていた項目でしたが、カタカナ表記で内容がわからないところが問題なのではないかということで、その点について広報されてはどうかということでした。

福祉管理課調整担当係長
　「ユニバーサルデザイン」の定義の割合が極端に落ちていることは事務局としても驚きです。区民意識アンケートという区の調査によって 12,000 件の 18 歳以上の区民に実施しておりますが、引き続き広報が足りていないのかなということも含めて、区報やＸというご意見・アイディアをいただきましたので、進めていければと考えています。
　マイ・タイムライン講習会については、毎年悩みながら、検討しながら進めています。声のかけ方なども変え、昨年はシニアクラブに直接実施できないかご案内をしたり、今年は、高齢者の方が日ごろ集まっているシニアステーションで実施すれば、参加しやすくなるのではないかと考え、様々工夫をしていますが、なかなか「マイ・タイムライン」という言葉自体がイメージが難しいのではないかという印象もあります。防災危機管理課もこのような講習会を開催していますので、引き続き参加が増えていくように働きかけながら、声をかけながら取り組んでいきたいと考えております。
　職員研修の理解度については本日、「様々な障害」というご意見もありましたので、それらを含めて改めて検討をしていきたいと思います。

会長
　お時間になりましたので、この場で発言はここで終わりにさせていただきたいと思います。言い残したことがありましたら、事務局へお伝えいただければと思います。よろしくお願いいたします。
　それでは、事務局に進行をお返しします。

福祉部副参事（調整担当）
　ありがとうございました。最後に事務連絡をいたします。
　今年度は基本方針改定という重要な年であり、会議回数も通例年２回であるところ年４回となりますが、各回の議題の精査と円滑な進行に努めてまいります。ご協力をよろしくお願いいたします。
　次回の区民推進会議は 10 月 20 日（火）の午後を予定しております。まだ詳細は決まっておりませんので、決まり次第、日時・会場は改めてお知らせいたします。
　それでは、以上を持ちまして、第 31 回おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議を終了いたします。本日はご多忙のところ、長時間にわたり、ご参加いただ

きましてありがとうございました。

以上